

平成30年度社会福祉法人指導監査の実施状況

法人名・施設名	社会福祉法人和貴
監査の種類	社会福祉法人指導監査
監査実施日	平成30年12月21日
実地・書面の別	実地
監査担当課	鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局 福祉監査指導課

(総評)

- ・施設長が会計責任者を兼務しているため、特定の者に業務が集中しており、また、適正な法人運営の確保に関する重要な役割を担っている監事が理事会を連続して欠席するなど、内部牽制機能が十分に働いていない。
- ・経理規程外、法人の定める規程類が社会福祉法改正に伴う改正が行われていないので、早急に改正を行うこと。
- ・前回指摘事項について、改善されていない事項については必ず改善すること。

	文書指摘事項	是正・改善状況報告
1	<p>評議員について、評議員会への欠席が続く者が見られた。</p> <p>については、事務局は出席が可能なように日程調整を行うとともに、調整を経てもなお欠席が続く場合は、評議員の改選について検討すること。</p> <p>なお、本指摘については、前回も同様の指摘をしており、必ず改善すること。</p> <p>(審査基準第3の1の(3))</p>	<p>出席可能な日程調整を行う。</p> <p>日程調整を行っても、欠席が続く評議員については、改選を行うこととした。</p>
2	<p>監事について、理事会を連続して欠席している者が見られた。監事の役割の重要性を鑑みれば、実際に理事会に参加できない者は名目的、慣例的に選任されたとみなされ不相当である。</p> <p>については、事務局は出席が可能なように日程調整を行うとともに、調整を経てもなお欠席が続く場合は、監事の改選について検討すること。</p> <p>(法第45条の18第3項により準用される一般法人法第100条から第102条まで)</p>	<p>出席可能な日程調整を行う。</p> <p>日程調整を行っても、欠席が続く場合には、任期満了となる平成31年度定時評議員会で監事の役割の重要性も踏まえ監事の改選を行う。</p>
3	<p>理事会において評議員会の日時、場所、評議員会の目的である事項等のうち日時のみしか決議されないで、招集の通知がなされていた。</p> <p>については、評議員会の日時、場所、評議員会の目的である事項等を理事会で決議の上、評議員会の日々の1週間前まで</p>	<p>平成31年2月開催の理事会より、評議員会開催を議案として、日時、場所、決議事項等の決議を行い、評議員会開催を通知することとした。</p>

	<p>に各評議員に対して、招集の通知をすること。</p> <p>なお、本指摘については、前回も同様の指摘をしており、必ず改善すること。 (法第45条の9第10項により準用される一般法人法第181条及び第182条、規則第2条の12)</p>	
4	<p>平成29年度において、理事長は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならないにもかかわらず、報告していなかった。</p> <p>については、定款第17条第3項の規定に基づき、理事長は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告すること。</p> <p>なお、この報告については、法第45条の14第9項により準用される一般法人法第98条に規定する理事会への報告の省略は適用されないため、必ず実際に開催して報告すること。 (法第45条の16第3項、定款第17条第3項)</p>	<p>平成31年2月開催の理事会より、定款第17条第3項の規定に基づき、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、理事長の職務の執行状況の報告を理事会で行うこととした。</p>
5	<p>公印管理について、次のような不備が見受けられた。</p> <p>① 公印取扱規程第2条に定める別表に公印の名称、寸法及び管理者が定められていなかった。</p> <p>② 同規程第4条に定める印章台帳が作成されていなかった。</p> <p>③ 契約に係る伺いに、契約書の案を添付することなく決裁を得て、契約書に公印を押印していた。</p> <p>については、公印について、名称、ひな型及び寸法等を定め、印章台帳に登録するとともに、押印すべき契約書等に決裁済の書類を添えて印章管守者の審査照合を受けた上で押印すること。</p> <p>なお、本指摘については、前回も同様の指摘をしており、必ず改善すること。 (公印取扱規程第2条、第4条及び第8条)</p>	<p>公印管理規程に基づき、不備の改善を行った。</p> <p>① 別表の公印名称、寸法及び管理者を明記した。</p> <p>② 印章台帳の作成を行った。</p> <p>③ 契約伺いに、契約書案を添付し決裁を得て公印を押印することとした。</p>
6	<p>貸借対照表の設備資金借入金のうち1年以内返済予定額が流動負債に振り替えられていなかった。</p> <p>については、貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に支払の期限が到来するものは、流動負債に振り替えること。</p>	<p>設備資金借入金の1年以内返済予定額については、流動負債に振替を行うこととした。</p>

	<p>なお、本指摘については、前回も同様の指摘をしており、必ず改善すること。 (運用上の取扱い6)</p>	
7	<p>総勘定元帳の一部が書類として保存されていなかった。 ついては、決算終了後、総勘定元帳は全ての勘定科目につき漏れなく作成し、備え置くこと。 なお、会計帳簿は電磁的記録による作成も認められているので、この方法をとる場合には、経理規程に規定の上、電磁的記録により作成すること。 (経理規程第11条)</p>	<p>保存されていなかった総勘定元帳について、作成を行った。</p>
8	<p>1個もしくは1組の金額が10万円以上のエアコン取替代金が固定資産に計上されていなかった。 ついては、取得日後1年を超えて使用又は保存する有形固定資産及び無形固定資産(1個もしくは1組の金額が10万円未満の資産を除く。)は、固定資産に計上すること。 (経理規程第45条)</p>	<p>1個もしくは1組の金額が10万円以上となる、有形固定資産及び無形固定資産は、固定資産に計上を行うこととした。</p>
9	<p>サービス区分の資金移動について、仕訳伝票によらず、直接、預金通帳により行っていた。 ついては、サービス区分間繰入金収入(支出)又はサービス区分間貸付金(借入金)などにより、資金移動を資金収支に反映させるように処理すること。 また、サービス区分間繰入金明細書又はサービス区分間貸付金(借入金)残高明細書を作成すること。 (運用上の取扱い別紙3(13)、(14))</p>	<p>サービス区分間繰入金収入(支出)により資金収支に反映させるように処理を行う。また、サービス区分間繰入金明細書の作成も行うこととした。</p>